○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

为 正 条					型 作		
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤				1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 生物学的製剤			
検定を受けるべ き医薬品		手 数 料	試験品の数量	検定を受けるべ き医薬品		手 数 料	試験品の数量
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
インフルエンザ		(略)	(略)	インフルエンザ		(略)	(略)
HAワクチン				HAワクチン			
細胞培養インフ		1 一元放射免疫拡	1 内容量が1mLであるとき。	細胞培養インフ		1 一元放射免疫拡	1 一元放射免疫試験法を用いる
ルエンザワクチ		散試験を用いると	40本	ルエンザワクチ		散試験を用いると	<u>とき。</u>
ン(H5N1株)		き。	2 内容量が5mLであるとき。	ン(H5N1株)		き。	内容量が5mLであるとき。
		327, 300円	<u>8本</u>			327, 300円	<u>8本</u>
		2 HA含量試験法				2 HA含量試験法	2 HA含量試験法を用いるとき。
		を用いるとき。				を用いるとき。	内容量が5mLであるとき。
		142, 200円				142, 200円	<u>8本</u>
沈降イン	中間	(略)	(略)	沈降イン	中間	(略)	(略)
フルエザ	段階			フルエザ	段階		
ワクチン	最終	(略)	(略)	ワクチン	最終	(略)	(略)
(H 5 N	段階			(H 5 N	段階		
1株)				1株)			
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)